



島根県報

平成25年2月5日（火）

号外第9号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第87号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	海潮穴道線	松江市宍道町上来待 3474番1地先から同地先まで	前	メートル 4.30～ 6.65	メートル 63.10	松江県土整備 事務所 災害防除工事 拡幅	
			後	5.20～ 18.30	63.10		
"	佐田小田停車場線	出雲市佐田町一窪田 3548番9地先から同 1266番5地先まで	前	3.70～ 19.70	206.80	出雲県土整備 事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	8.60～ 34.20	206.80		
"	大田桜江線	大田市祖式町字三十田 1834番1地先から同市 大代町新屋字大内迫383 番地先まで	前	5.40～ 19.50	1,091.70	道路改良工事 拡幅	
			後	6.70～ 42.60	1,083.70		
"	"	大田市祖式町字甲屋 1476番地先から同町字 下行原1481番地先まで	前	A	6.00～ 10.00	180.00	県央県土整備 事務所大田事 業所 左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ 拡幅
				B	11.70～ 37.70	120.00	
			後	A	6.00～ 10.00	180.00	
				B	11.70～ 37.70	120.00	

島根県告示第88号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市西浜佐陀町431番2地先から同町987番3地先まで	メートル 1,260.00	平成25年 2月5日	松江県土整備 事務所	
〃	432号	松江市八雲町東岩坂2010番1地先から同2008番地先まで	165.00	平成25年 2月5日		
県道	海潮宍道線	松江市宍道町上来待3474番1地先から同地先まで	63.10	平成25年 2月5日		
〃	〃	松江市宍道町上来待2862番1地先から同2859番1地先まで	85.00	平成25年 2月5日		
〃	吉田奥出雲線	雲南市吉田町深野676番6地先から同20番4地先まで	384.00	平成25年 2月5日	雲南県土整備 事務所	
〃	多伎インター線	出雲市多伎町2374番7地先から同町2323番1地先まで	277.50	平成25年 2月5日	出雲県土整備 事務所	
〃	浜田八重可部線	浜田市旭町都川2553番16地先から同番15地先まで	55.80	平成25年 2月5日	浜田県土整備 事務所	